

愛知県医療審議会運営要領の改正について

○ 見直しの概要（案）

2024 年度から施行される感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）における医療措置協定に関するものを、「愛知県医療審議会運営要領」に定める。

2022 年 12 月の感染症法の改正により、都道府県は、新興感染症の発生・まん延時に備え、感染症に係る医療提供体制の確保に関する数値目標を定めた上で、各医療機関の機能や役割に応じた医療措置協定を締結することとされた。数値目標の設定及び協定案の策定に当たっては、厚生労働省令により医療審議会の意見を聴くこととされる予定となっており、これらの意見聴取については、医療提供体制に係るものであることから、医療体制部会の所掌事務に加える。

5 事業等 推進部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 事業及び在宅医療の確保に関すること                      〔地域医療支援病院の承認、救命救急センター・災害拠点病院・へき地医療拠点病院・診療所・周産期母子医療センター・小児救命救急センターの指定等〕</li> <li>保健医療従事者の確保に関すること                      ※医師の確保に関する場合は地域医療対策協議会で協議</li> </ul>	同左
---------------	--	----

1 部会の所掌事務

	現 行	改正案
医療法人 許認可部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法人に関すること                      〔医療法人の設立・解散の認可、業務の停止命令、設立認可の取消等〕</li> </ul>	同左
医療体制部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療計画に関すること                      〔医療計画の作成（地域医療構想を含む。）、病床整備計画の審査等〕</li> <li>医療費適正化計画に関すること                      〔医療費適正化計画の作成、達成状況の評価等〕</li> <li>地域医療連携推進法人に関すること                      〔医療連携推進認定・取消し、定款変更の認可（重要事項に限る。）、代表理事の選定及び解職の認可等〕</li> <li>特定労務管理対象機関に関すること                      〔特定労務管理対象機関の指定・取消の意見聴取等〕</li> </ul>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療措置協定に関すること                      〔協定締結医療機関に関する数値目標・協定案に係る意見聴取、協定締結の協議が調わない場合の意見聴取等〕</li> </ul>

2 改正日

2023 年 3 月 29 日

3 感染症法改正に伴う対応について

○ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次期感染症危機に備えるため、2022 年 12 月に感染症法の改正が行われ、2024 年 4 月 1 日までに順次施行される。本改正により、都道府県は、新興感染症の発生・まん延時の感染症に係る医療提供体制を確保するための措置を講ずることとされた。

○ 県においては、2023 年度中に感染症予防計画の改正及び医療機関との医療措置協定の締結を行うこととしている。また、感染症対策連携協議会を創設し、感染症対応に係る関係機関間の連携強化を図ることとしている。

○ 感染症予防計画に新たに規定する医療提供体制の確保に関する数値目標の設定及び医療機関の機能・役割に応じ締結する協定案の策定に当たっては、「医療審議会医療体制部会」で意見を聴いて進めていく。

○ スケジュール（予定）

- 2023年 3 月 医療審議会です掌する部会の決定
- 5 月 第 1 回連携協議会  
～ 医療機関への説明
- 10 月 医療審議会医療体制部会で数値目標・協定案の意見聴取
- 11 月 第 2 回連携協議会で数値目標の決定・協定案の策定  
～ 医療機関と協定締結について協議
- 2024年 3 月 第 3 回連携協議会で感染症予防計画改正、医療措置協定締結  
医療審議会に報告

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う対応について

## 1 概要

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、**国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）の発生及びまん延に備えるため**、2022年12月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）が公布され、**2024年4月1日までに順次施行**される。

本改正により、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化等の措置を講ずることとされた。

## 2 県における主な対応

### (1) 愛知県感染症予防計画の改正

国が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）の改正に即して、愛知県感染症予防計画の改正を行う。

改正法に基づき記載事項を追加するとともに、**病床、外来、後方支援、医療人材、検査能力等の確保について数値目標を明記**する。

なお、予防計画の改正にあたっては、愛知県地域保健医療計画及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画等との整合性の確保を図る。

#### <医療提供体制整備の数値目標>

第20回第8次医療計画等に関する検討会 資料より

主な数値目標（案）			参考とするコロナの実績など
協定の種類	単位	内訳において考慮すべき事項	
病床	病床数	・流行初期医療確保措置 ・軽症中等症病床/重症者病床 ・特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）	保健・医療提供体制確保計画【別紙1】 病床確保計画【別紙2】 外来医療体制整備計画【別紙3】 自治体・医療機関アンケート調査（厚労科研）…次項 等 ※ 別紙1～3、次項 略
発熱外来	医療機関数	・流行初期医療確保措置 ・対応可能患者数	
自宅療養者等への医療の提供	医療機関数（薬局、訪問看護ステーションを含む）	【対象者】・自宅療養者 ・宿泊療養施設の療養者 ・高齢者施設等の療養者 【方法】・往診・訪問看護 ・電話・オンライン診療 ・医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）	
後方支援	医療機関数	・感染症患者以外の患者受入 ・症状が回復した患者の転院受入	
医療人材	派遣可能人数	・職種 ・県内・県外派遣 ・DMAT・DPAT	
個人防護具の備蓄	量・医療機関数	・個人防護具の種類	

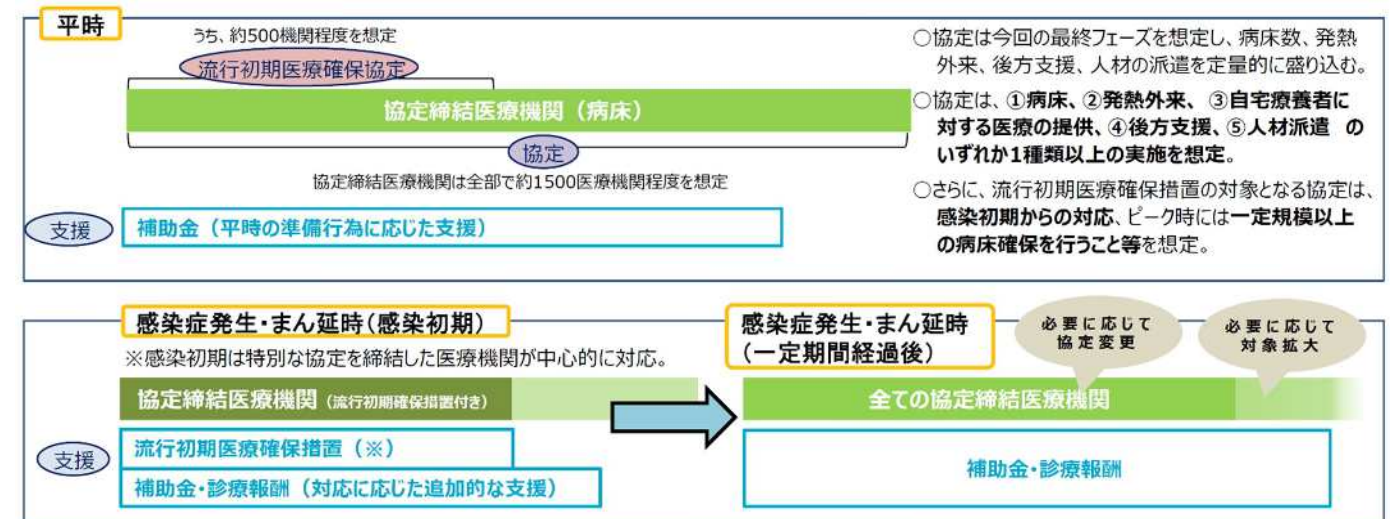
### (2) 医療機関との協定の締結

新興感染症の対応を行う**医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（①病床②発熱外来③自宅療養者等に対する医療の提供④後方支援⑤人材派遣）を締結**することにより、感染状況のフェーズごとに必要な病床数を確保するとともに、医療機関の役割分担を明確化し、次の感染症危機に備え、実効的な準備体制を構築する。

全ての医療機関に対し、協議に応じる義務を課した上で、協議が調わない場合は医療審議会において調整を行う。

なお、**公立・公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院**については、感染症発生・まん延時に担うべき**医療の提供を義務付ける**。

### <都道府県と医療機関の協定の仕組み>

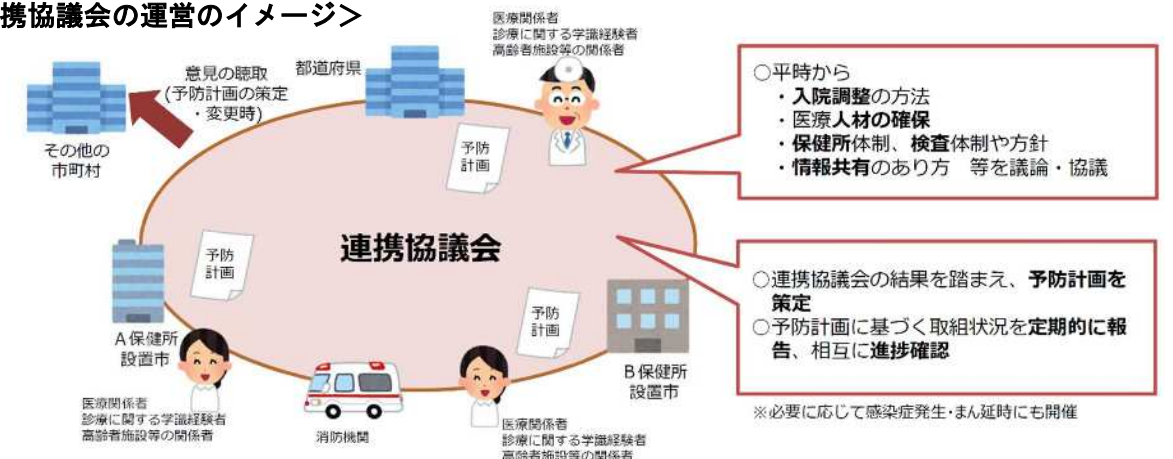


### (3) 愛知県感染症対策連携協議会（仮称）の設置、運営

**愛知県と県内保健所設置市、その他関係機関を構成員**とする愛知県感染症対策連携協議会（仮称）を新たに設置し、**入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、情報共有のあり方等について議論・協議**を行い、地域の関係機関間の連携強化を図る。

また、協議の結果を踏まえ、(1)の予防計画の改正を行う。

#### <連携協議会の運営のイメージ>



## 3 今後のスケジュール（予定）

年月	予防計画	医療措置協定	検討する会議等
2023年 5月			第1回連携協議会
7月	素案	説明会	検討部会
10月	試案 (数値目標意見聴取)	協定案意見聴取	検討部会
11月	原案 (数値目標決定)	協定案策定	第2回連携協議会
12月			
2024年 1月	パブリックコメント等	医療機関と協議	
2月	修正案		検討部会
3月	計画改正 (報告)	協定締結 (報告)	第3回連携協議会

愛知県医療審議会運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>(部 会)</p> <p>第2 略</p> <p>2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療体制部会 医療計画、医療費適正化計画、地域医療連携推進法人、<u>特定労務管理対象機関及び医療措置協定</u>に関すること</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>	<p>(部 会)</p> <p>第2 略</p> <p>2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療体制部会 医療計画、医療費適正化計画、地域医療連携推進法人<u>及び特定労務管理対象機関</u>に関すること</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p>